

IV. 調査結果のまとめ

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で 1 年延期となった東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の終了から半年が過ぎた。1964 年以來の開催となった東京大会は、世間から開催の意義を厳しく問われる中、原則無観客、バブル方式での開催となった。2013 年に東京大会の開催が決定して以降、ナショナルトレーニングセンターの障害者利用が可能になったり、障害者アスリートが優先的に利用できる施設としてユニバーサルデザインが採用されたナショナルトレーニングセンターイーストが建設されるなど、障害者アスリートのスポーツ環境は大きく改善した。

当財団では、2010 年度より障害者専用・優先スポーツ施設に関する調査を実施しており、2012 年度、2015 年度、2018 年度に続き、本調査は 5 回目となる。本報告書では、公益財団法人日本パラスポーツ協会（以下、JPSA）「障がい者スポーツセンター協議会」に加盟している 26 施設を含め、国内に 150 の障害者専用・優先スポーツ施設があることを明らかにした。障害者専用・優先スポーツ施設の要件として、①体育館、またはプールのいずれかを所有している②利用を希望する個人、および団体に施設を貸し出している（障害者の個人利用と団体利用がある）の 2 点を満たしている公共施設としている。

1. 障害者専用・優先スポーツ施設の概観（図表 4-1）

障害者専用・優先スポーツ施設の特徴として明らかになったのは以下である。

- ① 150 施設のうち 98 施設が 1990 年代以前に設置。
- ② 施設の廃止、機能移転、新設が進む。2018 年度以降に新設されたのは 5 施設。
- ③ 付帯施設は、「体育館」が 85.5%と最も多く、「トレーニング室」「プール」が続く。

2. 新たな知見

■ クラブ・サークル・競技団体

障害者専用・優先スポーツ施設で活動するサークル・クラブ・競技団体の実態を調査した。障害者のスポーツ活動のなかには、肢体不自由のサッカークラブや聴覚障害のバレーボールチームなど、主に特定の障害者で構成される団体のほか、肢体不自由、知的障害、精神障害など様々な障害者が共に活動する団体もある。

- ① 主に特定の障害種で構成される活動団体（図表 9-1）
 - ・ 活動種目は、「車いすバスケットボール」が約 6 割、「卓球」、「ボッチャ」が続く。
 - ・ 一施設あたりの平均団体数は、「水泳・水中運動」が 6.9 団体、「軽スポーツ」が 4.4 団体。
- ② 異なる障害種で構成される活動団体（図表 9-2）
 - ・ 活動種目は、「卓球」が約 3 割、「バドミントン」が約 2 割。
 - ・ 「卓球」「バドミントン」のいずれも、肢体不自由、知的障害、精神障害、発達障害、聴覚障害、内部障害など複数の障害種が参加している。

■ 情報発信（図表 10-1）

- ① 多くの施設が「ホームページ」で施設の利用情報やイベント情報を発信。
- ② 「チラシ・リーフレット」「広報誌」は 6 割以上の施設で活用。「広報誌」はイベント情報やクラブ・サークル情報を発信。
- ③ ソーシャルメディアの活用は約 1 割。自宅のできる運動・スポーツ動画の利用割合が高く、コ

コロナ禍での情報発信のツールとして活用。

- ④ 近隣のバリアフリー情報やスポーツ施設の情報を発信している施設は少ない。

■ 用具の貸出(図表 11-1)(図表 11-2)

- ① 約 8 割の施設で障害者スポーツ用具を保有。
- ② ボッチャ関連用具は施設外での貸出が多い。一般に普及している卓球、バドミントンの用具は施設内利用に限定。
- ③ 車いす競技用具を保有している施設は少ないが、保有施設では施設外への貸出が多い。
- ④ 冬季競技用具のチェアスキーやバイスキーは、降雪地域の施設よりも、用具を置くスペースを確保できる施設が保有。

3. 経年の変化

■ 利用者数(図表 6-1)(図表 6-4)

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置など、新型コロナウイルス感染症拡大による制限は地域や時期により異なるが、施設の一時閉鎖や利用制限などが利用者数に影響を及ぼした。

- ① 2012 年度からの施設の総利用者数は 700～800 万人、障害者の利用者数は 250 万人前後で推移。新型コロナウイルスの影響を受けた 2020 年度にいずれも半減。
- ② 2019 年度から 2020 年度の利用者数の減少率は、総利用者数では－54.1%、障害者の利用者数では－59.2%。重複障害は－80.3%であった。
- ③ 利用者数の施設別減少率は、上位 5 施設のうち 4 施設を東京都と大阪府が占める。

重症化リスクの高い障害者ほど施設利用を敬遠し、結果として、複数の障害を抱える重複障害者が利用を控えたと推察できる。コロナ禍での社会活動の制限が大きかった東京都と大阪府は直接的な影響を受けた。

■ 実施事業と重度障害者の利用

主な実施事業である障害者スポーツ教室、障害者スポーツ大会・イベント、巡回教室(出前教室)は、各事業でコロナ禍による減少と東京パラリンピック開催による増加がみられた。

- ① 障害者スポーツ教室(図表 8-2)(図表 8-3)

- ・ 実施施設は、2018 年度から減少。
- ・ 実施種目は、「卓球」「健康体操・健康ヨガ」「水泳・水中運動」が大きく増加。
- ・ 重度障害者の参加に大きな変化はない。

施設内で開催される障害者スポーツ教室は、施設側にとっては日常利用の参加者が多く、健康状態の把握が容易であること、利用者側にとっては日常的に感染症対策を講じていることを自身の目で確認した施設での開催教室のため安心して利用できるなど、双方にメリットがある。そのため、重症化リスクの高い重度障害者でもコロナ禍前と変わらずに参加していたと考えられる。

- ② 障害者スポーツ大会・イベント(図表 8-4)(図表 8-5)

- ・ 多種目の体験会や運動会は減少し、重度障害者の参加も減少。
- ・ 種目別スポーツ大会・イベントは増加したが、実施内容は「ボッチャ」のみ増加。
- ・ 重度障害者の参加は減少。

東京 2020 パラリンピックで注目を集めた「ボッチャ」を大会・イベントで実施する施設が増加した。大会・イベントは参加者全員の把握が難しく、会場の感染症対策の確認が難しい施設もあり、重篤化リスクの高い重度障害者が参加を敬遠したと考えられる。

③ 巡回スポーツ教室(出前教室)(図表 8-8)(図表 8-9)

- ・ 実施施設数はコロナ禍でも増加したが、重度障害者の参加は減少。
- ・ 種目別スポーツ教室の実施内容は、「ボッチャ」「車いすバスケットボール」が増加。
- ・ 重度障害者の参加は減少。

東京 2020 パラリンピックで注目を集めた「ボッチャ」「車いすバスケットボール」を出前教室で実施する施設が増加した。大会・イベント同様、パラリンピックの国内開催による好影響と言える。一方で、大会・イベント同様、出前教室も事前に参加者全員の把握が難しく、会場の感染症対策の確認が難しい施設もあり、重篤化リスクの高い重度障害者が参加を敬遠したと推察できる。

④ 巡回スポーツ教室(出前教室)の実施場所

- ・ 「特別支援学校の体育・スポーツ施設」「一般校の体育・スポーツ施設」「一般校の施設」「特別支援学校の施設」の利用が増加。
- ・ 「公共スポーツ施設」「公民館の体育・スポーツ施設」「公民館の施設」の利用が減少。

一般校、特別支援学校問わず、学校施設が出前教室の会場として使用されるようになった。スポーツ庁のオリンピック・パラリンピック教育推進事業の展開や国際パラリンピック委員会(IPC)公認教材『I'm POSSIBLE』日本版が全国の小中高、特別支援学校に配布されたことも受入促進に寄与したと考えられる。

■ 有資格指導者の配置(図表 7-2)

- ① 有給・有償のスポーツ指導者は減少。
- ② JPSA「障がい者スポーツセンター協議会」加盟の施設は指導者が増加傾向。
- ③ 指定管理者が社会福祉事業団の施設は指導者が減少傾向。
- ④ 指定管理者が変更になった施設の中に、指導者が大きく減少している施設がみられた。

V. 考察～障害児・者のスポーツの日常化～

1. 施設を利用した障害者数の把握の難しさ

障害者専用・優先スポーツ施設における利用者の集計方法は「受付で利用手続きを行った人数」を集計している施設が約 5 割、「利用施設ごとの利用者数のべ人数」を集計している施設が約 4 割だった。残り 1 割は受付時と施設利用時にそれぞれ集計し合算している施設、利用報告書に記載された人数を合算している施設、施設利用のサークル・教室利用者を合算する施設など、これまで同様、施設によって集計方法は異なる(図表 6-2)。正確な利用者数把握には全国共通の集計方法が必要となるが、施設分類、設置者、運営体制などが各施設で異なるため、共通の集計を導入するのは容易ではない。図表 6-1 では、障害者専用・優先スポーツ施設の利用者数を 2012 年度から総利用者数と障害者の利用者数をそれぞれ集計している。利用者には障害者とその介助者もおり、なかには障害の区別なく集計している施設も存在していることから、本調査における利用者数は、それらの事情を勘案して、参考資料として活用したい。

2. 障害者スポーツ行政と施設の所管部署

障害者スポーツ行政についてみると、令和 2 年度スポーツ庁障害者スポーツ振興室の発表では、都道府県の障害者スポーツ担当部署は、「障害福祉・社会福祉関連部署」が 63.8%、「首長部局のスポーツ担当部署」が 36.2%であった。2015 年 10 月にスポーツ庁が設置されて以降、スポーツ担当部署が障害者スポーツも所管する自治体が増えている。障害者専用・優先スポー

ツ施設の所管部署は、約 8 割が「障害福祉・社会福祉関連部署」だった。障害者のスポーツ振興をスポーツ行政が担っているが、障害者専用・優先スポーツ施設の多くを「障害福祉・社会福祉関連部署」が所管している現状を鑑みると、双方の連携が十分に行われているかは、丁寧に検討する必要があるだろう。

3. 指定管理者の団体と行政との連携

これまでの調査で障害者専用・優先スポーツ施設の指定管理者団体は、社会福祉法人、社会福祉事業団、身体障害者福祉協会など多岐に渡っていたため、本調査では、より把握しやすいように社会福祉協議会以外の社会福祉法人・団体を「社会福祉法人・団体(社会福祉協議会を除く)」にまとめ、過去 2 回の調査データも再集計してまとめた(図表 5-3)。指定管理者の約 7 割が社会福祉協議会、もしくは社会福祉法人・団体だった。最初に指定管理者になった年度は約半数が 2006 年(図表 5-6)、指定管理期は「3 期目」(20.0%)、「4 期目」(41.1%)、「5 期目」(15.6%)が大半を占め(図表 5-5)、指定管理期間は 4~5 年が最も多かった。多くの指定管理者が長期間に渡って施設の指定管理を行っていることを改めて確認できた。指定管理者を継続している社会福祉協議会や社会福祉法人・団体とスポーツ行政との連携についても、前述の所管部署同様に、スポーツ担当部署が障害者スポーツを担当している現状では、連携状況の確認が必要になるだろう。

最後に、SSF「障害者専用・優先スポーツ施設 2018」での提言内容を再掲するとともに、本調査で新たに分かった分析結果を追加して、本章のまとめとしたい。

【提言①】地域のスポーツ施設のネットワーク化

内閣府「令和 3 年版 障害者白書」(2021)によると、我が国の身体障害児・者は約 436 万人、知的障害児・者は約 109.4 万人、精神障害者は 419.3 万人で、合計すると約 964.7 万人となっている。現在、JPSA 公認「障がい者スポーツ指導員」は、25,950 人(2021 年 12 月 31 日現在)で、障害児・者が日常的にスポーツをすることを念頭に置くと、スポーツをする際、十分に対応できる体制と人的資源が整備されているとは言い難い。理想は、地域の障害者がスポーツをする際、いつでもどこでもスポーツができる環境を作ることである。個々人でスポーツへの障壁は異なるが、地域との関わりのなかで、既存の社会資源を活用して、当たり前前にスポーツに取り組める場(環境)づくりが重要である。本章では、地域の施設をハブ施設、サテライト施設、既存の社会資源の 3 タイプに分類しネットワークを構築していくことを提案する。

① ハブ施設

障害の程度が軽度から重度まで、スポーツの競技性や志向に至るまで、多種多様なニーズに対応できる専門家を有している施設をハブ施設と定義する。

具体的には JPSA「障がい者スポーツセンター協議会」に加盟している 26 施設を指す。ハブ施設と後述するサテライト施設の統計解析を行い、改めてハブ施設の機能や役割を整理した。ハブ施設ではコロナ禍においても障害者の利用が多く(図表 13-1)、実施事業でもハブ施設の実施率が障害者スポーツ教室、障害者スポーツ大会・イベント、巡回スポーツ教室(出前教室)のいずれにおいてもサテライト施設と比べると有意に高かった(図表 13-2)。さらに、移動支援や同行援護の福祉サービス、日常的な放課後等デイサービスの活動は、9 割以上のハブ施設で利用されており(図表 3-14)、地域の障害者の日常活動の一つとしてハブ施設が組み込まれてい

ることが推察できる。有給・有償のスポーツ指導員では、ハブ施設の平均指導者数は 26.4 人 (24 施設) で、サテライト施設の平均指導者数 3.4 人を大きく上回り、有資格者数でも日本パラスポーツ協会公認の初級・中級・上級のいずれの「障がい者スポーツ指導員」においてもハブ施設の指導者数が有意に高かった(図表 3-14)。これらの結果からも、ハブ施設が地域の障害者スポーツにおけるハブ機能を備えていることが確認できた。これまで以上にハブ施設としての存在価値を高め、地域のサテライト施設や既存施設との密接な関係を築いていくことが重要になる。現在、ハブ施設は 18 都府県にしかない。身近な地域でのスポーツ振興には、少なくとも各都道府県に 1 施設以上のハブ施設があることが理想であり、ハブ機能を備えた施設の増加、いわゆるハブ施設化を促進が期待される。

② サテライト施設

障害者専用・優先スポーツ施設 150 ヶ所のうち、前述のハブ施設を除いた 124 施設と、スポーツ庁「体育スポーツ施設現況調査」(2019 年)において、公共スポーツ施設とされる「公立社会教育施設等に付帯するスポーツ施設」(4,630 施設)と「社会教育施設」(46,981 施設)を合わせた 51,611 施設をサテライト施設と定義する。

公共スポーツ施設における障害者の受入れについては、2015 年度に東京都オリンピック・パラリンピック準備局と公益社団法人東京都障害者スポーツ協会が作成した「誰もが楽しめるスポーツ施設運営をめざして 障害者のスポーツ施設利用促進マニュアル」(2016 年)を皮切りに、2018 年度には埼玉県が「スポーツ施設向け 障害者スポーツ受入マニュアル」(2019 年)を作成するなど、各自治体で公共スポーツ施設における障害者の受入れに目を向けるようになった。背景には障害者差別解消法(2016 年施行、2021 年改正)の趣旨に基づき、スポーツ施設管理者に対して、施設における障害者の利用促進に関する言及が後押しになったことは想像に難くない。前述のハブ施設との情報交換に加えて、後述する既存の社会資源とのネットワーク構築、情報交換など、地域の障害者スポーツ環境を整備するうえでは非常に重要な役割を担うことになる。

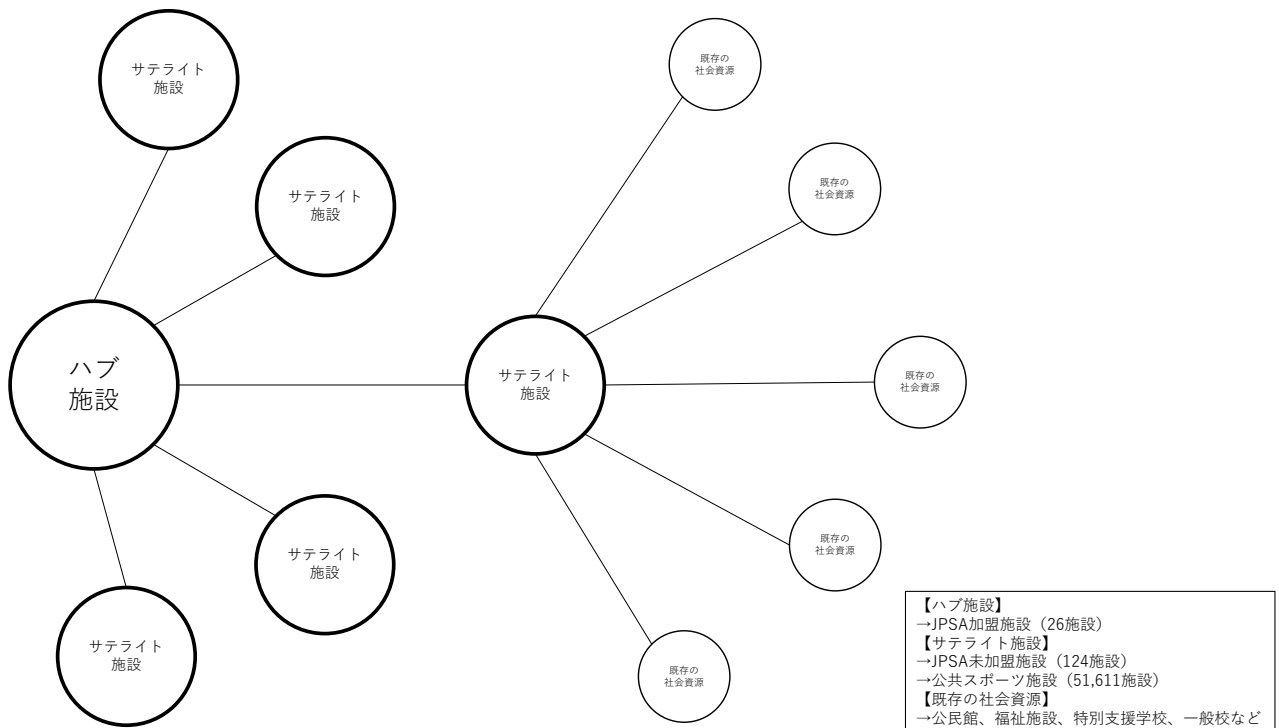
③ 既存の社会資源

ハブ施設、サテライト施設以外で、すでにスポーツ以外の目的で使用されている公民館や福祉施設、特別支援学校や一般校などを既存の社会資源と定義する。

前述した巡回スポーツ教室(出張教室)では、実施場所として既存の社会資源(公民館、福祉施設、支援学校、一般校)を活用していることがわかった(図表 8-11)。また、笹川スポーツ財団「障害児・者のスポーツライフに関する調査」(2018)において、スポーツ・レクリエーションを実施する場所として、通所介護施設、通所リハビリテーション施設、病院、自宅が多いことも明らかになっている。巡回スポーツ教室(出張教室)、いわゆる「出前教室」の継続的開催を通じて、受入先の施設スタッフと協働して運営することで、“出前”教室から”自前“教室(教室の自主開催)に成熟していく支援にもつながり、既存の社会資源が障害者の居場所が変わっていくことにもなる。現場の参加者ニーズを把握し、現場主導でのクラブ化、拠点化を想定した運営が望まれるが、図表 8-11 で明らかになった通り、巡回スポーツ教室(出前教室)の実施場所として一般校、特別支援学校問わず、学校施設が増加していることがわかり、学校主導でのクラブ化、拠点化が期待される。また、2021 年 5 月に改正された障害者差別解消法では、障害者への合理的配慮の提供を民間事業者にも義務付けることが決定し、これまで民間事業者の「努力義務」とされていた合理的配慮の提供が、国や地方公共団体などと同様に「義務」(法的義務)とされたため、民間スポーツクラブ等での障害者の受入がより一層進むことが考えられる。そうした動きは巡回スポーツ教室の選択肢が増えることにも繋がり、結果的にはネットワーク化の効果の増大にもなるだろう。

既存事業や既存体制の活用、地域の福祉団体・組織とスポーツ団体・組織をつなぐ役割を担うのは、すでに地域の障害者スポーツ関連のネットワークを保有しており、障害者スポーツの専門知識を有する関係者と統括できる立場の障害者スポーツ協会が望ましい。当財団が3年間(2018～2020年度)に渡って実施してきた「SSF 地域スポーツイノベーター」事業にて協会の役割とその効果について実証した。本事業では、大分県障がい者スポーツ協会に職員を配置し、既存事業・体制を活用しながら、地域の障害者スポーツ関連のネットワークを新たに構築することで、障害児・者のスポーツ機会が増加した。既存の社会資源を効果的に活用し、場を創出するノウハウは、他地域の参考になるはずである。

図表 14-1 ハブ施設、サテライト施設、既存の社会資源と地域との関係



【提言②】障害者の利用状況を可視化する評価制度の導入

公共スポーツ施設や地域のスポーツクラブなどで障害者の受入れを進めていくにあたっては、いくつか方法が考えられる。下記に提案する評価制度が将来的に全て導入されるのが理想ではあるが、まずは、すでに現場で運用している公共スポーツ施設の指定管理者の指定要件に障害児・者の利用を具体的に明示することで、地域の障害者のスポーツ環境を整えていくことを勧めたい。

① 施設の指定管理者の要求水準

施設管理者が、スポーツの実施方法、スポーツ施設へのアクセス方法、生活上のさまざまな情報など、多様な関係者とかかわりながら、障害児・者のニーズに応じて、スポーツ機会を提供する。行政の取り組みや指定管理者の施設運営の工夫などを通して、障害のない施設利用者や施設職員の障害者理解を促し、障害児・者のスポーツ環境の向上を図る。例えば、公共スポーツ

施設の指定要件として、障害児・者を対象とした教室の開催、教室の指導者は初級以上の障がい者スポーツ指導員の有資格者と障害児・者の利用について具体的に明示することが挙げられる。

② 障害者の受入れ状況の可視化

イギリスの Activity Alliance⁴では、Inclusive Fitness Initiative(IFI)を推進している。IFIは、障害者が身体活動に楽しく取り組めるように、さらなる選択肢や機会を増やすために実施されているプログラムである。スポーツ施設で障害者がスポーツに取り組む状況を可視化するためにIFI Mark 認定制度を導入している。IFI Mark は、準備(Provisional level⁵)、登録(Registered level⁶)、優良(Excellent level⁷)の3段階に分類され、3年ごとに更新される。IFI Mark のような認定制度を日本の実態にあわせて適用して、障害者の受入れ状況を施設の信頼として可視化することで、障害者の利用状況にも変化が期待できる。モデルケースとして、障害者スポーツ関係団体・組織、スポーツ施設管理団体・組織などが中心となり、日本版 IFI Mark 認定制度を導入して、継続的な改善に向けて検証していくのも一案だろう。

東京 2020 パラリンピックでは、国際パラリンピック委員会が世界の人口の15%を占める障害者約12億人への差別をなくすキャンペーン「#WeThe15」を展開した。東京大会のレガシーは、障害者スポーツ関連のイベントの開催、交流、理解啓発で終わりではなく、大会をきっかけに社会の制度や仕組みを変革して、パラダイムシフトを起こし、国民の認識、社会的構造を変えていくことである。2021年改正の障害者差別解消法では、民間事業者が合理的配慮を提供する法的義務を違反した場合の罰則規定は設けられていないが、法的義務を怠ったことに対するネガティブな評判が広まる可能性(レピュテーションリスク)が高まったことは否めない。国民の認識が変わることにより、社会が変わる後押しにもなったと言えるかもしれない。障害者がスポーツ施設に行き、当たり前仲間とスポーツを楽しむ光景が日本のスポーツ施設で日常的にみることができるようになると言えるだろう。

⁴ 旧 English Federation of Disability Sport

⁵ 障害者のニーズに応えるため、改善に向けて努力を始めた施設

⁶ よりインクルーシブな環境作りを目標に掲げ、障害者に対してより質の高いサービスを提供する施設

⁷ インクルーシブな環境作りを施設運営に最大限反映し、障害者に対して期待以上のサービスを提供する施設